

青森市後期高齢者医療特別会計における消費税及び地方消費税の未申告について

1 経過

後期高齢者医療特別会計においては、青森県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から健康診査業務等の高齢者保健事業を受託し実施してきたものの、これまで消費税の申告に関する認識不足により申告をしておこななかったが、インボイス制度（令和5年10月から開始）における適格請求書の発行について、過去の国からの消費税に関する通知及び税務署の見解を確認したところ、令和6年1月に消費税の申告義務があることが判明したものである。

なお、当該特別会計において広域連合から健康診査業務を受託した平成22年度から課税売上高（広域連合からの受託事業収入）が1千万円を超えており、平成24年度から課税事業者として消費税の申告義務があったものである。

2 原因・対応

課税売上高が1千万円を超える場合には、消費税を申告する義務が生じることなど、消費税に関する認識が不足していたことによるものである。

未申告判明後、青森税務署への相談により本市において納税額の算定を行った結果、現段階では概算であるものの、税法上、5年遡って申告した場合、いずれの年度においても課税標準額（課税売上げ）に対する消費税額よりも仕入控除税額が上回るため、平成30年度から令和4年度分までとして、消費税及び地方消費税の合算額で約1千4百万円の還付となる見込みであり、今後、青森税務署の確認を受ける予定となっている。

納付（還付）税額

=

課税標準額（課税売上げ）
に対する消費税額

-

※仕入控除税額

※後期高齢者医療特別会計は特定収入割合が5%以下であるため仕入控除税額の調整が不要

3 再発防止

消費税制度や手続き方法等の把握を徹底するとともに、職員間で情報共有することにより、再発防止に取り組む。